

運営規程

医療法人 耕仁会

介護老人保健施設 セージュ山の手

札幌市西区山の手4条5丁目

011-614-2111

介護老人保健施設 セージュ山の手 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人耕仁会が開設する介護老人保健施設セージュ山の手（以下「施設」という。）が行う介護保健施設サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、薬剤師、看護、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士及び介護支援専門員、その他の職員（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにするとともに、その入所者の居宅における生活への復帰をめざすものとする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 介護保健施設サービスの提供を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設セージュ山の手
(2) 所在地 札幌市西区山の手4条5丁目3番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・医師が兼務）
従業員の管理と共に業務の実施状況把握、その他管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（管理者と兼務）
・疾病又は負傷対し的確な診断と適切な治療と指導を行う。
・検査、投薬、注射処置等は利用者の症状に照らして妥当適切に行う。
- (3) 薬剤師 1名（非常勤）
医師の処方による調剤及び薬品管理指導を行う。

- (4) 看護職員（看護師、准看護師） 8名以上
医学的管理の下における適切な看護・介護を行い自立の支援を行う。
- (5) 介護職員（介護福祉士、介護員） 19名以上
医学的管理下における適切な介護を行い、自立の支援を行う。
- (6) 支援相談員 1名以上
利用者及び家族に対して処遇上の相談や助言を行い、また地域との連携、ボランティアの指導等を行う。
- (7) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1名以上
利用者の心身機能の維持回復と日常生活の自立を助けるため理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。
- (8) 管理栄養士 1名以上
入所者に対して栄養並びに身体状況、病状及び嗜好等を個別にアセスメントし、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
適切な食事を適切な時間に提供する。
- (9) 介護支援専門員 1名以上
施設サービス計画作成に関する業務及び、提供するサービスの質の評価を行いその改善をはかる。
- (10) 調理員 (業者委託)
栄養士の計画に従って衛生的でおいしい食事を提供する。
- (11) 事務職員その他 1名以上
施設運営、管理及び会計等の事務、営繕等を行う。

(入所者の定員)

第5条 施設の入所定員は80人とする。

(介護保健施設サービスの内容)

第6条 介護保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 看護
- (2) 医学的管理下の介護
- (3) 機能訓練
- (4) 医療
- (5) 日常生活上の世話
- (6) 食事の提供（栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理）

(利用料等)

第7条 施設が介護保健施設サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の支払いを受ける。

2 前項のほか、利用料として、居住費、食費、入所者が選定する教養娯楽費、理容

代、室料、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。

- 3 「食費」及び「居住費」において国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第8条 利用申込者及びその家族は、介護保健施設サービスの提供を受ける際にはあらかじめ、施設の運営規程の概要、介護保健施設サービス事業従事者の勤務の体制その他の重要事項について、文章等により説明を受け、入所後は施設生活上のルールを守り、施設の職員又は他の入所者等に迷惑かけることのないよう、また、施設の設備等の利用に当たっては、安全性等について十分留意しなければならない。

（非常災害対策）

第9条 非常災害時に適切に対応するために、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 従業者の資質の向上をはかるために、その研修の機会を確保する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人耕仁会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は管理者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要だと判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。また、専門的な緊急医療を要する状態におちいったときは、身元引受人への連絡の前に専門医療機関に転送することがあります。

4 入所サービスにより事故が発生した場合、速やかに市町村、入所者のご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

5 他の医療機関への受診の際は、ご家族が同伴して実施することを原則とします。

(身体の拘束)

第 13 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。(身体拘束マニュアル参照)

附 則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 12 年 6 月 1 日	改定	平成 27 年 8 月 1 日	改定
平成 13 年 4 月 1 日	改定	平成 27 年 11 月 1 日	改定
平成 15 年 4 月 1 日	改定	平成 28 年 5 月 1 日	改定
平成 17 年 1 月 10 日	改定	平成 31 年 4 月 1 日	改定
平成 17 年 10 月 1 日	改定	令和 1 年 12 月 25 日	改定
平成 18 年 4 月 1 日	改定	令和 2 年 4 月 1 日	改定
平成 18 年 5 月 1 日	改定	令和 2 年 9 月 1 日	改定
平成 21 年 4 月 1 日	改定	令和 3 年 4 月 1 日	改定
平成 24 年 1 月 1 日	改定	令和 3 年 12 月 10 日	改定
平成 24 年 4 月 1 日	改定	令和 5 年 4 月 1 日	改定
平成 26 年 4 月 1 日	改定	令和 6 年 4 月 1 日	改定
平成 26 年 6 月 1 日	改定	令和 6 年 6 月 1 日	改定
平成 27 年 4 月 1 日	改定		